

漢字字訓の研究・序説

佐藤喜代治

中国古代の辞書『爾雅』の第三篇は、篇名を「釈訓」というが、その「訓」という字について、『經典釈文』には、張揖の『雜字』に「訓者謂字有義也」とある説明を引用している。つまり、漢字に解釈を加えるのが訓であるということになる。『説文解字』には「訓。説教也」とあって、ことばで教え導くというのが「訓」の本義であるが、転じて、文字の意味を解き明かして人を導くことを表わすに用いたと考えられる。『爾雅』の釈訓には、たとえば、
明明。斤斤。察也。

とあって、「明明」「斤斤」ともに「察」の意と説明している。「察」は『説文解字』に「覆審也」とあって、調べて事実を明らかにすることで、「明らか」の意に用いる。釈訓には、このように、同じ漢字を重ねて形容する語をあげて説明した例が多いが、そのほかに、たとえば、

美女為媛。美士為彦。

のような説明もある。「美女」を「媛」、「美士」を「彦」という意であるが、わが国では「媛」を「ひめ」、「彦」を「ひこ」と読む。また、

馮河。徒涉也。

ともある。「徒涉」は、舟に乗らず、徒歩で河を渉ることである。

わが国で漢字漢文を、その意味に相当する日本語に言い改めることも一種の解釈であって、これをわが国では「訓」または「訓読」という。漢字は、もともと外国語である中国語を書き表わすためのものであって、一字一字日本語の語句の意味と対応するわけではないが、互いに意味の共通するところもあって、解釈・翻訳が可能になるのである。それにしても、極めて多数に上る漢字を読み分けて一一訓を施していった古人の学識は驚くべきものである。こういう解釈・翻訳は、漢字漢文がわが国に伝えられるに先立ってすでに朝鮮において行われ、わが国でもその方法に従ったものと考えられる。訓読の方法は、現在、英語などを翻訳する場合と趣を異にし、一語一句ごとに字音で読んだ上で日本語に言い換えたと考えられる。これがいわゆる文選読みで、これは『文選』に限らず、『毛詩』など、他の場合も同様で、『遊仙窟』でも、「子細」を「シセイト、コマカニシテ」、「向上」を「キャウシャウト、ミアグレバ」、「直下」を「チョクカト、ミオロセバ」のように読む。「向上」には、見上げるといふ意味が無く、「直下」にも、見下ろすといふ意味は無い。したがって、右の訓読は意識ということになるが、この読み方が広く行われて、易林本『節用集』には「向上」に「みあげ」、「直下」に「みをろす」といふ訓が加えてある。ともかく、一語ずつ切って音読み、さらにこれを訓読したことによって、字音と訓読との関係が緊密になり、これが、一字の訓、または熟字の訓を固定させるに役立ったと考えられる。

二

訓読というのは、先に述べたように、日本語による解釈であるから、漢字漢文の意味が明らかになりさえすれば、

どのように読んでもさしつかえないわけで、初めは、漢字のそれぞれの意味に従い、それぞれの文脈に応じて読み分けたと考えられる。今、観智院本『類聚名義抄』を取ってその字訓を見ると、一字について数多くの訓が施されている。たとえば、「空」という字には、

ムナシ ウツホ キハム オホキナリ ソラ クハタツ オホソラ アナ ウツケタリ

とある。「空」は『説文解字』に「竅也」とあって、国語の「あな」に当たる。「うつほ」も「あな」と類義の語で、空虚な所をいう。「うつけたり」の「うつく」も、同じ語源の語であろう。なお、『漢書』鮑宣伝に、

唐尊衣_レ敝履_レ空。以_三瓦器_二飲食。

とある。唐尊は、前漢の末、王莽に重臣として仕えたが、偽善者という評判があった。右の文について、顔師古の注に「空穿也」とあり、穴のあいた靴をはいたという意である。版本には「空」に「ウゲタル」という訓を加えているが、『万葉集』には「字既沓を脱き棄る如く」(巻五)という例がある。「うつく」も「うく」も、穴があいている意味で、ともに「空」の字義に相当するが、日本語としては、「うつく」は空虚な状態を主とし、「うく」は穴が開くことに重点があるように思われる。次に、『論語』先進に「回也其庶乎。屢空。」とあり、何晏の『集解』に「空猶_三虚中_二也。」また、皇侃の『義疏』に「空猶_レ虚也。」とある。この「虚」の意味の「空」は国語の「むなし」に当たる。「虚」の意味は「穴」の意味から転じたものである。『列子』黄帝に「乗_レ空如_レ履_レ実」。「空」は空虚な処、空中の意で、空を飛ぶのが、足で実地を踏むのと変りが無い意。「空」は「実」に対して用いている。杜甫の「雨晴」という詩に「胡笳楼上_三笳_二 一雁入_三高空_二」、また、温庭筠の「曉仙謠」という詩に「王妃喚_レ月婦_三海宮_二 月色澹白涵_三春空_二」という句がある。これらの例では、「空」を天空の意に用いているが、これは、空虚の意味からさらに転じたものである。日本語の「そら」に相当するが、日本語の「そら」ももともと天空という意味ではなく、空虚の意味と考

えられる。『万葉集』に「下つ毛野安蘇の河原よ足踏まず蘇良ゆと来ぬよ汝が心告れ」(卷十四)とある「そら」は『列子』に「乗_レ空」とあるのと同じ意味である。「天」は「あめ」といい、「そら」は空中を意味したのであるが、「そら」が後に「あめ」に代わって用いられたのであろう。「天」の意味の「あめ」と「雨^{あめ}」とが紛れ易いということもあったと考えられる。また、『毛詩』小雅、白駒に「皎々白駒。在_ニ彼空谷_一」、注に「空大也」。また、『文選』左太沖の詠史詩に「寥寥空宇内」、注に「空廓也」。「空宇」は訪ねる人も無い空寂たる家の意。「空」は空虚の意から転じて、広々として、何も無い状態を意味し、この意味で「おほきなり」という訓が生じたと考えられる。また、先にあげた『論語』先進の「屢空」について、『義疏』には一説として「空。窮匱也」という注をもあげている。『毛詩』小雅、節南山に「不_レ宜_レ空_ニ我師_一」という句があるが、「師」は庶民の意。「空」は毛伝に「窮也」と注し、庶民を苦しめてはならないという意である。「空」と「窮」とは類音で意味が通ずるのであろうが、「きはむ」という訓はこの意に基づくと考えられる。以上に述べたところによって、『名義抄』に見える字訓のよりどころはほぼ明らかになったと思うが、それらの中で「くはたつ」という訓は、その典故が明らかでない。「くはたつ」は、古くは、爪立つという意味で、「企」「趨」を「くはたつ」と読む例が多い。「企」は踵を挙げる、「趨」は足を挙げるという意味である。「空」がこれらの漢字と意味上の関連があるかどうか、わからない。『名義抄』には根拠の明らかでない字訓が少なからず認められ、その中には他の漢字と混同していると思われる場合もあって、その字訓は子細に検討する必要がある。

三

「空」は、その意味の違いに従って、それぞれ異なる読み方のあることがわかったが、これを鎌倉時代の『字鏡

集』によって見ると、寛元本には、

アナ ウツケタリ クワタツ ソラ ヲホソラ ツクス ヲホキナリ ムナシ ウツホ

とあり、『名義抄』の「きはむ」が見えず、別に「つくす」が加わっている。『毛詩』小雅、大東に「杼柚其空」という句があり、寛永版本には「ヌキノヲサ、タテノヲサ、ソレ、ツキヌ」と訓読している。「をさ」は「箴」、「ぬぎ」は「緯」の意。「空」については毛伝に「尽也」と注し、『爾雅』釈詁にも「尽也」とある。『字鏡集』の「つくす」はこの「尽」の義によったものと考えられる。同じく『字鏡集』白河本には、「空」の訓に、

ソラ アナ クワタツ ヲ、ソラ ムナシ ヲ、キ也

とあって、『名義抄』の「うつほ」「きはむ」「うつけたり」の三つが見えない。さらに、慶長十八年刊の『倭玉篇』には、

ムナシ スク ウツヲ ソラ ツクス

とあって、『名義抄』の「きはむ」「おほきなり」「くはたつ」「おほそら」「あな」「うつけたり」の六語が見えず、訓の数が少なくなっているが、そのほかに『字鏡集』寛元本の「つくす」があり、さらに「すく」が加わっている。「すく」は『源氏物語』に「齒はうちすきて」(総角)のように、隙間が生ずることで、「すき」はその名詞形である。「すく」は、物と物との近接している間に隙間が生ずることで、「空」本来の字義と必ずしも合わないと考えられるが、空虚という意味に基づいて「すく」と読むことも生じたものと考えられる。そこには「空」という字の意味変化も考えられる。また、易林本『節用集』に「虚」を「うつけ」と読んでいるが、近世は「擘」という字が造り出されて「うつけ」と読み、それに伴って、「空」を「うつけ」と読むことは次第に行われなくなったのであろう。「うつほ」も、同じく易林本『節用集』に「空穂」を「うつほ」と読み、一般に「空」を「うつほ」と読むことも無くなっ

たと思われる。なお、古活字版『和玉篇』（『日本古典全集』所収）には、

ヲホス ウツケタリ ムナシ キワム ツク ソラ カク

とあって、古い訓を残している。「をほす」はそのよりどころが明らかでないが、従来の読み方から考えて、「ヲホソラ」の誤りかもしれない。「かく」という訓は「欠く」という語で、『広韻』去声、送韻に、「空」の注に「空缺」とある意味によつたものと考えられる。また、耶蘇会版『落葉集』の付録『小玉篇』には、「空」に「そら うつけた り むなし」とあり、この程度の訓が実用的なものとして読み書きに用いられたのであろう。寛永十六年版の『新編和玉篇』には、

ムナシ ウツヲ ソラ ツクス

の四つが見え、「そら」と「むなし」とが『小玉篇』と共通している。元祿四年成立の『増続大広益会玉篇大全』には、本文に「あな」「つくす」の訓が見える。これは宋本『玉篇』に「尽也。亦竅也」とあるのに基づいたものである。ほかに、欄外に、『字彙』に「罄也。虚也。大空。天也」とあるによつて「つくる むなし そら」と読み、同じく『字彙』に去声の場合に「困窮也。乏也」と注しているのに従つて「きはまる とぼし」と読み、また『小補韻会』に「缺也」とあるによつて「かく」と読んでゐる。これらの訓は、従来の字訓に従うというよりも、直接、中国の『玉篇』以下の字書に基づいて字訓を施し、したがって、実用的に読み書きに用いる字訓というよりは、字義の解釈としての性質が強いと認められる。

幕末から明治初年にかけて、数多くの字書が出版されているが、その中の若干の例についてみると、山崎美成の『四声正韻字林大全』（嘉永四年春序、孟冬刻）には、

ムナシ ツクル ツクス ウツロ

とある。「うつろ」は「うつほ」と同じ意味の語であるが、古くは見えず、近世語である。「むなし」「つくる」「つくす」はともに前述の『増続大広益会玉篇大全』に見える訓である。三浦茂樹の『大增補字林玉篇大全』（嘉永辛亥九月序、明治五年初春再刻）は同じく嘉永四年に成立したものであるが、

ソラ ムナシ アナ ツクス ツクル キハマル トボシ カク

とあって、これは『増続大広益会玉篇』と全く一致する。鎌田環齋編、加唐復齋訂の『広益正字通』（安政二年）も、書名は異なるが、字訓は同一で、「かく」という訓が見えない。大高文進の『新撰明治玉篇大全』（明治九年六月序、同七月刻）、橋正淑の『大增補改正字林玉篇大全』（明治九年八月序）はともに右の『大增補字林玉篇大全』と同一で、しかも、字訓を並べる順序も一致している。静正子の『明治広集玉篇大全』（明治四十五年一月）も同様で、この種の字書が明治末年まで行われたことを示している。また、平田繁の『普通画引玉篇大全』（明治九年一月刊）、太田代恒徳の『明治玉篇大全』（明治九年三月刊）はともに小型の字書で、前者には「ツクス アナ ムナシ ソラ」、後者には「スキ アナ」とあって、字訓は少ないが、他の字書と一致している。『書言字考節用集』には、「空地」を「クウチ」「アキチ」、また「空腹」を「クウフク」「スキハラ」と、それぞれ両様に読み、また「空堀」を「カラホリ」と訓んでいる。笑話『鯛の味噌津』には「空話」の例がある。近世には「空」を「から」また「あき」と読むことも行われたのであろうが、前記の字書にはそれが反映せず、旧套を守るだけで、わずかに「すく」の訓が見られる程度である。

四

漢字の訓は、初めは、字義に基づく、日本語による解釈という性格をもっていたが、それらが次第に淘汰され、社

会的慣習として固定した読み方となり、読み書きに用いられたと考えられる。しかし、字義の解釈という性格は失われず、漢字漢文を読解するための字訓という面も残っている。慣用として固定した読み方と、字義に基づく解釈としての読み方とは、その区別は必ずしも明確でなかった。解釈としての字訓も、中国古代の語義が近代に至って変化し、新たに字書が造られると、それに基づいて字訓が生ずるということがあり、また、国語自体も変化を重ね、それによって字訓が変化してゆくということもある。ただ、概して言えば、字訓はもともと漢文の訓読に由来するものであり、訓読に用いられる語として固定したものは、時代が移り変るに従って、社会一般に通用することばと遊離して古語となり、しかも、先に見た字書の例でも知られるように、前代の字書をそのまま踏襲してゆく場合、実際の用い方とましますかけはなれたものとなる。たとえば、「むつかし」という語は古くから用いられ、『名義抄』には「憤懣」に「むつかし」という訓が見える。「むつかし」は、「むつかる」という動詞に対応する形容詞で、「憤懣」の語義と同じ意味の語であり、困難という意味ではなかったと考えられる。「難」には「むつかし」という訓が無い。以後の字書にも「難」に「かたし」の訓はあるが、「むつかし」は無い。昭和二十三年に定められた「当用漢字音訓表」も同様であったが、昭和四十八年改定の音訓表では「むずかしい」が「難」の訓として、「空」の訓「から」「あく」「魚」の訓「さかな」などとともに新たに加えられた。

現在、字訓として広く行われているもので、古くはその例の見えないものが少なくない。たとえば、「偉」という字は『文選』賢良詔に「猗歎。偉歎。」とあり、注に「偉大也」とある。版本では「偉歎」に「オホイナルカナ」という訓を加えている。『名義抄』には「タクマシ メヅラシ ウルハシ」等の訓が見え、『倭玉篇』（慶長十八年刊）には「ヲホイナリ アヤシ ヨシ」とある。先にあげた明治初期の玉篇類に至るまで「えらし」という訓は見えず、『言海』に至って「えらし」に相当する漢字として「偉」を掲げているが、それも『大言海』では除き去っている。

田宮仲宣の『東瀛子』巻一に、

エライと云言葉は京都より云出せし言葉也。京都の俗、常談に尤く峻き事を苛しけなしと云。苛しけなしと訓を
通じて転じ来れり。けなしとは 忝 飽 などといへる、おなじ手爾波ゆへ、いきくの手爾波有てエライとはい
へり、

と言ひ、さらに、

苛しと云へるをいやしみ笑ふ人もあれど、元来皇の帝都より出て稍畿内にうつれり。いまだ天離夷には行届か
ざる言葉なり。これを笑ふは僻言なるべし。

と言っている。本書は享和元年（一八〇一）の自序があるが、その当時は「えらい」という語が上方で行われて、東
国の人にはまだなじまず、したがって「偉」の訓として用いるには至らなかつたのであろう。

また、「困」は『広雅』釈詁に「窮也」とあり、「窮」と熟して「困窮」という。『名義抄』に「キハム クルシム
タシナム ツカル」という訓が見える。「たしなむ」は辛苦の意で古くから用いられた。『源氏物語』に、
いたうこうじ給ひにければ、心にもあらずうちまどろみ給ふ。（明石）

とあるように、平安時代には「困ず」という字音の動詞も用いられた。「こまる」という語は近世になって見られる。
『安愚楽鍋』に、

そのあとでいろいろ困窮て家は分散して、（三下）

という例がある。「困」一字を「こまる」と読んだのは何時からか、その用例をまだ見いだし得ない。

「決」という字は『漢書』溝洫志に「按経義」。治水有決河深川。而無隄防雍塞之文。」その注に「決分泄
也。深浚治也。」とあって、「決」は、新たに河を作つて流れを分けることである。また、『淮南子』天文訓に「賁星

墜而勃海決。」注に「賁星客星也。決溢也。」客星が墜落して勃海が決壊したというので、ここでは「決」が自動詞として用いられている。また、『淮南子』時則訓に「禁_レ姦塞_レ邪。審_ニ決獄_ニ平_ニ詞訟_一。」注に「決断也」。「決」は本義から転じて「決断」の意に用いられる。『名義抄』には「サクル ヤフル サダム タツ断」という訓が見える。「さくる」は『日本書紀』継体二十一年に「攻如_ニ河決_一。戦如_ニ風発_一。」という例がある。今、「決」を「きめる」と読むが、「きめる」という語は『俚言集覽』に「人をキメル、又大小をキメル」という言い方が見られ、『役者論語』にも「家老の女房にて敵役をきめる時」とある。また、『東海道中膝栗毛』に、

そりゃアあとへのころにきまっただもんだ。(初編)

『安愚楽鍋』に、

時に今から大急ぎで川ばたまでやらねへかと言ふから、値もきめずすぐに載せたは。(二下)

という例が見られる。「きめる」という語は近世に多く用いられ、したがって「決」を「きめる」と読むことも古いことではないと考えられる。

「済」は『毛詩』邶風、匏有_ニ苦葉_一。「匏有_ニ苦葉_一。済有_ニ深涉_一。」注に「済渡也。由_レ膝以上為_レ涉。」とあって、川の瀬を渡って行く所が「済」で、その中の深い所が「涉」である。『漢書』霍去病伝には「票騎將軍涉_ニ鈞者_一済_ニ居延_一遂臻_ニ小月氏_一。」注に「浅曰_レ涉。深曰_レ済。」また「涉謂_ニ人馬涉渡_一也。済謂_ニ以_ニ舟船_一。」この注によれば、「済」と「涉」との関係は『毛詩』の注と逆になるが、「済」は川を渡る所をひろくさして言ったものと考えられる。「済」は、川を渡って向う岸にとどく意から、転じて、事を達成する意に用いる。『国語』晋語に「小事不_レ済」。注に「済成也。小事。小人之事」。小人のなす事は成功しない意。同じく『国語』楚語に「得_レ民以済_ニ其志_一。」注に「済成也」。人民の不満が無いようにする意。『国語』の二例で「済」はともに「成」の意であるが、一方は自動詞、他方は他動

詞として用いている。『淮南子』天文訓には「立夏大風濟。」注に「濟止也。」とある。『尚書』武成に「以濟兆民。」注に「渡民危害。」人民を危害から救い上げる意。また『論語』雍也に「博施於民而能濟衆。」注に「能救濟衆民之患難。」とある。これらの場合は、渡す意から救済の意に用いている。『春秋左氏伝』昭公二十二年に「濟其不及。以洩其過。」注に「濟益也。」とあり、マイナスをゼロにするのが「濟」の意味と考えられる。『名義抄』に「ワタル スクフ ナル ナス ヤム マサル」、また『倭玉篇』にはほかに「タスク」という訓があるが、これらの訓は上述の字義に基づいたものである。『俚言集覽』に

濟ナシ 俗に濟をナシと訓るは了の義也。すます也。借物を還す事を云。

とある。「濟」を「なす」と読むのは、先に述べたように、「成」の意によるのであるが、「なす」という日本語が税を納める、負債を返済する意に用いるに至って、「濟」もその意味で用いられるようになった。また、『世間胸算用』に、

いかないかな此四五年買がかり濟すましたる事なし。(卷三)

ことさら貧者の大節季何と分別しても濟がたし。(卷五)

とある。「すむ」という語がまた完了の意味で近世多く行われるに及んで、これを「濟」と書くことも生じたと考えられる。この「すむ」は「澄む」という語の意味から転じたものである。

「確」は『周易』乾に「確乎不可拔」。注に「堅高之貌」。「確」は形状語で、動詞として用いることは本来無かつたのであろう。『名義抄』に「カタシ タカシ」とあるのは「堅高」の意による。また「マコト アキラカニ」ともあるが、その典拠は明らかでない。『倭玉篇』には「カタシ サカシ マコト アキラメテ」とある。『色葉字類抄』には「慥、逞、切、正」等に「タシカ」の訓がある。「慥」は「慥」の異体字で、古文書に多くの用例が見える。

また、近世、『書言字考節用集』に「慥、愉、切」に同じ訓が見える。「確」を「たしか」と読むことは近世においても一定していなかったと考えられる。

「襟」は『釈名』釈衣服に「襟禁也。交ニ於前」。所_レ以_レ禁_ニ禦風寒_一。」とある。今「えり」と読むが、『和名抄』には「衿」に「古呂毛乃久比」という訓が見える。「衿」は「襟」と同じ字である。『名義抄』にはほかに「キヌノクビ」ともある。『日本書紀』天武元年には「襟」に「キヌノクヒ」、同じく天武八年には「ミノノヒモ」という訓が見える。『毛詩』魏風、葛屨に「要之襟之。好人服之。」注に「襟領也」。版本には「要」に「モスソヌヒ」、「襟」に「エリヌヒ」という訓がある。『増統大広益会玉篇大全』にも「エリ」とある。また、『毛詩抄』にも「襟ハ衣ノエリソ」とあって、少なくとも近世初期には「えり」という語が行われていたことがわかるが、それが何時までさかのぼるものか、明らかでない。「襟」を「えり」と読むこともそれほど古くはないと考えられる。

以上にあげた若干の例によって知られるように、字訓の中には近世以降になって見られるものがある。それらは、現在調査が行き届いていないために、その訓が何時から行われたものか、詳細を知ることができないのは遺憾である。

五

わが国で用いる漢字は多く古代に伝えられ、字訓も、したがって、古くから行われているものが多いが、中には、中国で近世多く用いられた漢字がわが国に入ったと見るべきものがある。その字訓は当然わが国においても近世生じたものである。たとえば、「擦」は古くは見えない漢字であるが、『字彙』に「摩也」とあり、「摩」と熟して「摩擦」という。『儒林外史』に、

湔出来。満_ニ胡子_一。満_ニ嘴唇_一。左辺一擦。右辺一俛。都俛_ニ擦_ニ両箇_ニ姑娘_ニ的_ニ臉_ニ巴_ニ子上_一。(第四十二回)

よだれが流れ出て、あごひげや唇にあふれたのを、左になすり右にくつつけていたが、おしまいには、それをみな二人の娘の頬になすりつけてしまった意。『増続大広益会玉篇大全』には「スル ナヅル」という訓がある。また、同じく『儒林外史』に「拐帶人口幾案」(第十九回)という例があり、人を誘拐した幾つかの案件の意であるが、『支那小説字彙』に「拐帶」に「カドワカス」と注し、『鼈頭音釈康熙字典』に「拐」に「タブラカス」という訓をつけている。この場合は「拐」一字に定まった訓が無く、多くは「拐帶」「誘拐」のように熟語として用いるために、主として字音が行われている。

「該」は『楚辞』招魂に「招具該備。永嘯呼些。」という句があり、注に「該亦備也」。『名義抄』に「ソナハル カヌ」という訓があるのは「備」の意に基づくものである。『字鏡集』には「カナフ」という訓も見られるが、そのよる所が明らかでない。『正字通』に「通俗借為該当之称」。猶言宜也。凡事必如此曰該。」とあって、「該当」という言い方がある。これは中国で近世に生じた言い方と考えられる。また、「その」という、指示の意に用いることがある。『福惠全書』に「取該戸頭認状」(巻六)。その小作頭の請合証文を取る意。また、「取該房領状」(巻七)その役所の受領書を取る意。こういう言い方がわが国にも伝えられたが、この場合にも「該」は字音で読まれている。

古く伝えられた漢字でも、早くから字音によって行われたもの、後に字訓の衰えたものがある。

「才」は『説文解字』に「草木之初也」とあり、「わづかに」の意で副詞として用いられる。この「才」が「材」と同音で通用し、「才能」のように用いる。『論語』子罕に「既竭吾才」。注に「才。才力也」。持って生まれた能力が「才」である。この「才」をわが国では古く呉音で「ざえ」と読み、たとえば『宇津保物語』に、

頭中將の朝臣、何のざえか侍る。和歌のざえなん侍る。(菊の宴)

とある。この「ざえ」は、才能ではなく、教養の意に用いられているが、この「才」に相当する固有の日本語が無いために、字音をそのまま用いたものと思われる。また、『淮南子』泰族訓に「韓之戰。以_二其死力_一報。非_二券之所_一責也。」注に「券契也」とある。秦の穆公が晋と戦った時、かつて穆公の恩恵を受けた者が三百余人秦のために死力を尽くして戦ったが、それは契約によって責務を果たしたというわけではないの意。「券」は「契」と同義であるが、『管子』輕重乙に「使_レ無_二券契之責_一。」注に「分_レ之曰_レ券。合_レ之曰_レ契。責_レ讀曰_レ債。使_レ百姓皆稱_レ貸_二於君_一無_レ契券之債_一。君主に対して債務を負う場合でも、契約によって責め立てられることがないと、人民にいう意で、一通同文の契約書の一方を「券」といい、それを符合させる場合は「契」ということになる。『莊子』庚桑楚に「券内者行_二乎無名_一。」注に「券分也」とある。自分の身の程に応じて生きる者はあえて名利を求めようとしないう意で、「券」には、分けるという意味があると考えられる。「券」は『名義抄』に「チキル」という訓があり、これは「契」の意に基づくものであるが、名詞としては古くから字音で行われたと考えられる。たとえば『源氏物語』に、

券などはここになんあれど、すべて世の中を捨てたる身に、年頃ともかくもたづね知らぬを、(松風)

という例がある。これは法律上の用語として伝えられたために字音で読んだものと考えられる。

「穀」は『説文解字』に「統也。百穀之総名也。」「説文繫伝』に「粟之言統也。義与_レ之同。」とある。「穀」は「粟」と同義で、ともに「統」の意味があり、「統」は命を継ぐ意。『論衡』に「穀之始熟曰_レ粟。」とある。「穀」の字は「禾」と「穀」とから成り、「穀」は外皮のあることを示すと考えられる。『名義抄』に「モミ」という訓があるのはこの意味に基づくと考えられる。また、『周礼』天官、疾医に「以_二五味五穀五藥_一養_二其病_一。」注に「五穀。麻黍稷麦豆也。」とある。「五穀」の五種については異説があるが、「五穀」という語はわが国でもよく知られていて、『名義抄』に「イツツノタナツモノ」という訓がある。「穀」は多くこの意味で用いられ、そのために「もみ」という語を書き表

わすために特に「粃」という国字が造り出され、「穀」を「もみ」と読むことはなくなったと思われる。一方、「穀」を「たなつもの」と読むことは、その語形が長いために、これを避けて字音で読むことになったのではないかと思う。

また、『儀礼』土冠礼に、元服して字あまたをつけることを述べたところに、「曰。伯某甫。仲叔季唯其所当。」注に「伯仲叔季。長幼之称。甫是丈夫之美称。」とある。「伯」は長兄、「仲」は次兄で、「叔」はその弟、「季」は末子で、長兄ならば「伯某甫」と称し、また、長幼の別に従って、「伯」の代りに「仲」「叔」「季」と言い換えるというのである。「季」は年・月についても用い、春の初めは「孟春」、春の中の月は「仲春」、春の末の月は「季春」という。季の月は一年に四回あり、合わせて「四季」という。『名義抄』に「季」の訓に「スエ ヲハリ」とあるのは以上の意味に基づく。今、「季」は春夏秋冬に通じて用い、末の月の意味には用いないが、今「四季」というところを昔は「四時」といった。「季」の意味は古今同一ではないが、季節を表わす場合、たとえば、「季御読経」というとき、春秋二季、宮中で行われる行事であるが、この場合、「季」は初めから音読したものと思われる。固有の国語で季節を表わす適当なことが無いためであろう。こうして、同じ「季」という字も、用いる場合にに応じて字訓と字音を使い分けることになった。もっとも、字訓で「すゑ」と読むのは人名で名乗りに用いる場合である。

〔付記〕本稿は別に発表する「漢字と日本語」に続くものである。